

摘要の要件

経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導及び助言を受けていること
 ○「経営革新等支援機関等」とは以下の機関です。
 経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、都道府県農業会議、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、生活衛生同業組合、都道府県生活衛生営業指導センター

「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に、税制措置を受けようとする設備が記載されていること

○経営革新等支援機関等で経営改善に関する指導及び助言を受けたことが税制措置の適用要件になるため、経営革新等支援機関等から指導及び助言を受けたことを明らかにする書類（取得する設備の記載等がされているものです。イメージを最後につけています。）の写しを申告書に添付することが必要です。

「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に記載された設備を実際に取得をして、中小企業者等の営む商業、サービス業等の事業の用に供すること

○本税制措置の対象となる設備は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1の「建物附属設備」で60万円以上のもの及び「器具及び備品」で30万円以上のものです。

○中古品は対象には含まれません。

○「商業、サービス業等」とは以下の事業です。

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、損害保険代理業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、社会保険・社会福祉・介護事業、サービス業（教育・学習支援業、映画業、協同組合、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業・労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業、漁業

※ただし、風俗営業法の対象事業に該当するものは、①バー、キャバレーなどの飲食店業で生活衛生同業組合の組合員である場合、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けている場合、を除いて税制措置の対象ではありません。

税制措置の内容

取得価格の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除を選択適用
 ○税額控除は、個人事業者又は資本金3000万円以下の法人のみが選択できます。
 ○税額控除される額は取得価格の7%又は税額の20%のいずれか低い額となります。
 ○ファイナンスリース取引のうち所有権移転外リースで取得した設備の場合、特別償却は選択できません。

**済原価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の「器具及び備品」「建物附属設備」
(器具及び備品)**

事務机、事務いす及びキャビネット
応接セット
ベッド
児童用机及びいす
陳列棚及び陳列ケース
その他の家具
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器
冷房用又は暖房用機器
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
氷冷庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）
カーテン、座ふとん、寝具、丹前その他これらに類する織織製品
じゅうたんその他の床用敷物
室内装飾品
食事又はちゅう房用品
臘写機器及びタイプライター
電子計算機
複数機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの
その他の事務機器
テレタイプ機及びファクシミリ
インターネット及び放送用設備
電話設備その他の通信機器
時計
度量衡器
試験又は測定機器
オペラグラス
カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器
看板、ネオンサイン及び気球
マネキン人形及び模型
その他のもの
ポンベ
ドラム缶、コンテナーその他の容器
金庫
理容又は美容機器
植物
動物

医療機器	消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 その他のもの
娯楽又はスポーツ器具	たまき用具 バチング器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 ご、しきぎ、まあじやん、その他の遊戯具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちょう及び幕 衣しよう、かつら、小道具及び大道具 その他のもの
前掲のもの以外のもの	映画フィルム（ストライドを含む。）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ きのご栽培用ほだ木 漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの

（建物附属設備）	
電気設備 (照明設備含む)	蓄電池電源設備 その他のもの
冷房、暖房、通風、又は ボイラーエquipment	エヤーカーテン又は ドアーアクション開閉設備 アーケード又は 日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの
昇降機設備	店用簡易設備 エレベーター 可動間仕切り 簡易なもの その他のもの
消防、排煙又は警報開閉設備 及び格納式遮断設備	エスカレーター 前掛のもの以外のもの及び 割合の区分によらない 主として金属製のもの その他のもの

※取得を予定している設備が税制の対象となるかどうか、判断に迷う場合は税理士などに御相談ください。

**働く方々、事業主の皆さんへ
有期労働契約の新しいルールができました****労働契約法改正のポイント**

「労働契約法の一部を改正する法律」が平成24年8月10日に公布されました。今回の改正では、有期労働契約について、下記の3つのルールを規定しています。

有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など職場での呼称にかかわらず、有期労働契約で働く人であれば、新しいルールの対象となります。

改正法の3つのルール**I 無期労働契約への転換**

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められることになるルールです。

III 不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

施行期日

II：平成24年8月10日（公布日） IとIII：平成25年4月1日

有期労働契約は、パート労働、派遣労働をはじめ、いわゆる正社員以外の労働形態に多く見られる労働契約の形式です。有期労働契約で働く人は全国で約1,200万人と推計されます。

有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を反復更新している実態にあり、その下で生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要があります。

労働契約法の改正は、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

（なお、派遣社員は、派遣元（派遣会社）と締結される労働契約が対象となります。）
有期労働契約の利用に当たり、法改正の趣旨および内容を十分ご理解いただこう、お願ひいたします。

**平成25年度 坂井市商工会総代会を開催**

5月25日(土)の午後2時より坂井市多目的大研修室において、総代出席者71名と60名の委任状により平成25年度の坂井市商工会通常総代会が開かれた。最初に笠島会長が挨拶し、続いて福井県商工会連合会表彰が行われ商工会に尽力された方々に笠島会長より感謝状が授与された。（賞名・受賞者は下記の通り）

引き続き総代会に移り丸岡町 ウチダナーム(有)の内田貞良氏が議長に選ばれ、議事進行で進められた。事業報告では、経営改善普及事業の実績報告や観光産業にスポットを当て、地産地消でのお膳を開発し提供した「うららの極味膳」事業や青年部が中心となりB級



表 彰 者
商工会功労者表彰
 笹 原 富 恵 女性部部長
貯蓄共済功労者表彰
 笹 原 富 恵 理事
 松 江 輝 雄 理事

平成25年度 重点事業

1. 経営改善普及事業の推進
2. 新規創業・経営革新の促進
3. ブランド事業の促進
4. 販路開拓事業
5. 組織強化事業の促進

[第47号]

発行 坂井市商工会

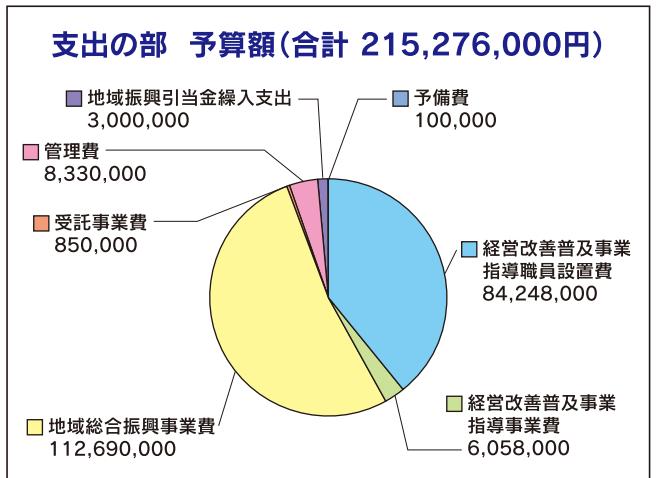
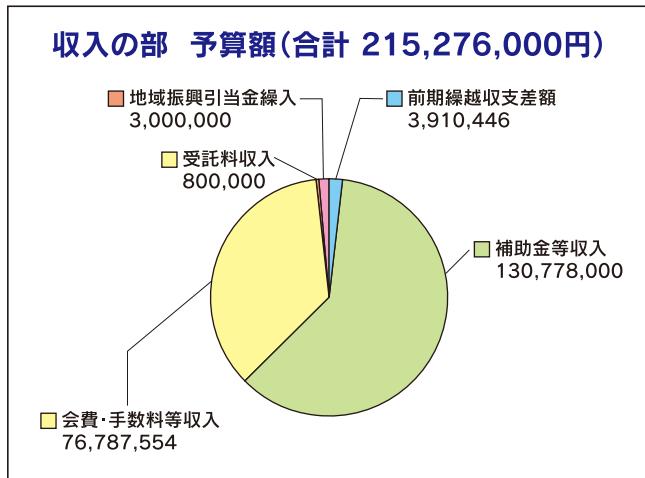
本 所 坂井支所
 三国支所
 春江支所
 丸岡支所
 坂井市坂井町下新庄2号10番地1
 TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
 TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
 坂井市春江町江留下相田35-1
 TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
 TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

グルメの展開やご当地グルメブランド化事業に取り組んだ「辛み隊」事業などの報告を行い、それについての決算報告・監査報告がなされた。

次に25年度の事業計画では、5つの重点項目が述べられ、巡回の徹底による、会員事業所に対する経営改善普及事業の強化を重点事業とし、新たな事業発掘や非会員企業へのアプローチ事業としては新規創業・経営革新事業の実施。組織の強化促進として会員獲得と財源確保に向けて商工貯蓄共済等、手数料収入アップに務めることを説明した。

また、第5号議案では青年部・女性部のそれぞれの新部長が新役員として承認された。

平成25年度 一般会計予算額



青年部新部長に東野哲也氏を選任



青年部通常総会が坂井市商工会で5月18日開催、平成24年度事業報告と収支決算報告並びに25年度事業計画と予算が原案どおり決定した。役員改選では、新役員が選任され、部長には東野哲也氏が選任され、副部長には、坂本佳宏氏、伊東主昇氏、中橋俊一氏の各氏を始めとして24名の役員が選任された。

平成25年度坂井市商工会青年部基本方針

東野新青年部長は、就任にあたり商工会が合併して5年目の節目を迎える中で、これから多くの部員が参加してもらえるような価値のある魅力的な事業を企画し実施したいと決意を述べた。

また、「越前坂井辛み蕎麦であなたの蕎麦で辛み隊」事業も、坂井市内外に浸透し始め、坂井市のまちづくりや商工会のPRとして着実に成果がでてきており、本事業を通して地域の発展に貢献していきたいと豊富を述べた。

スローガン
B e s t P a r t n e r
～損・得なしの関係を～

女性部新部長に達川和代氏を選任

4月24日、女性部通常総会が坂井市商工会館を会場にして、開催された。平成24年度事業報告と収支決算報告並びに25年度事業計画と収支予算が原案どおり決定した。また、役員の任期満了に伴い新役員の選任も行なわれた。

達川新女性部長は、商工会女性部の盾（事業の向上と地域社会全般の発展に貢献する事）の意味を、前向きな意見交換を、全員で「心を開いて」価値観を共有していきたいと思いますと豊富を述べた。

新部長 達川 和代

**新副部長 高崎みち子・谷口三八子
東野なつ子・加藤 明子**



工業部会 役員視察研修・異業種交流会

日時 平成25年3月8日(金)～9日(土)

場所 東京都葛飾区 視察訪問企業4社

第6回としまものづくりメッセ



株式会社高島高速度直線機製作所・高嶋産業株式会社

直線機とはコイル状の線材を真直ぐに矯正し所定の長さに切断する機械です。医療用器具(注射針等)から建設用鉄材まで幅広い分野で利用されています。直線機のトップメーカーとして世界各地に輸出しています。

株式会社杉野ゴム化学工業所

ゴムは材料の配合設計や成形技術などによって製品の様々な性質を加えることができる。杉野社長は、ゴム成形技術や科学的知識に精通し、東京のマイスター(ゴム成形工)に認定されている。様々なゴム製品・部品などの開発や製造に携わってきており、オリジナル製品の販売の他、無人深海探査艇などの開発も行っており、ビートたけしのTVタックルなどのメディアにも出演しています。

各企業視察の後に近くの飲食店で「かつしか異業種交流会」のメンバー15人と東京商工会議所葛飾支部の職員と意見交換会並びに交流会を行い、坂井市商工会の会員事業所や地域観光、特産品などについて紹介しました。今後、葛飾支部の物産フェアー出展などにつながる交流会になりました。

また、2日目は池袋のサンシャインシティ展示ホールにおいて「としまものづくりメッセ」を見学した。

としまものづくりメッセは、区内の基幹産業である印刷業をはじめ、精密機器、金属製品等の製造業や、独自の技術を持った区内企業などがそれぞれ優れた製品や高い技術を一堂に展示する見本市です。ものづくりに触れる多彩な企画を通じて、一般の来場者に分かりやすくする工夫がされていました。



亀戸ゴム工業株式会社

各種ゴム引布を製造し、現在では超薄ゴムシート・スポンジシート等の製造を中心、工業用品からスポーツ、医療用品まで多彩な分野で広く利用されています。

有限会社高田紙器製作所

紙器の製造を主要業務とする企業である。「紙器」とは紙製の箱や商品パッケージ、ディスプレイ用の紙製品(等身大パネルや3Dディスプレイ等)などをいう。この他に販売促進用の紙製グッズ(卓上カレンダー等)など紙製品を手がけている。TOKIOのザ!鉄腕!DASH!!でも取り上げられたことがあります。

お知らせ

卸売業、小売業、サービス業の個人事業者、中小法人の皆様へ

商業、サービス業の設備投資を応援する特別な税制措置ができます。

～例えば、こんな設備投資が対象です～

○新しい商品を販売するため、陳列棚を入れる

○レジスターを入れ替える

○古くなった看板などお店の外装をきれいにする

この制度を使えば、設備を使い始めた年度の原価償却費を増やす(30%特別焼却)か、税額の控除(7%)を受けることができます。その結果納税額が少くなります。

設備投資を考えている方は、最寄りの右記中小企業支援機関にご相談ください。

商工会議所

商工会

都道府県中小企業団体中央会

商店街振興組合連合会

経営革新等支援機関※など

※経営革新等支援機関とは、中小企業が安心して経営相談等を受けられるように、専門的知識や事務経験が一定レベル以上の者として国が認定した金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等のことです。詳しくは、中小企業庁のホームページ(経営革新等支援機関) <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/hintei/index.html>をご覧ください。

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除)

税制措置の対象者

青色申告書を提出する中小企業者等

○中小企業者等とは、以下のような方々です。

「個人」：常時使用する従業員が1000人以下の個人事業者
「法人」：資本金の額が1億円以下の法人(資本金1億円超の大規模法人の子会社を除く。)

従業員が1000人以下の資本を有しない法人

「その他」：商店街振興組合、中小企業等協同組合など